

4-6 温室効果ガス等

4-6-1 二酸化炭素等

① 調査の手法

供用時（施設の稼働）に係る二酸化炭素等は、新たな事業活動によって生じる温室効果ガスの排出量を算定し、予測・評価するものであることから、現地調査は実施しない。

② 予測の手法

供用時（施設の稼働）に係る二酸化炭素等の予測の手法を表 4-6-1 に示す。

表 4-6-1 供用時（施設の稼働）に係る二酸化炭素等の予測の手法

予測の手法	選定理由
<p>1. 予測する項目</p> <p>施設の稼働（一般廃棄物の焼却）に伴う二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の排出量。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）は、一般廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスである。
<p>2. 予測の基本的な手法</p> <p>ア 算定式</p> <p>排出量は、焼却量の排出係数を乗じて算出する。対象温室効果ガスごとの算定式は以下のとおり。</p> <p>(1)燃料の使用（助燃料の使用）</p> <p>排出量＝燃料使用量（kl）×単位発熱量 GJ/kl）×排出係数（tC/GJ）×44/12</p> <p>(2)電気の使用</p> <p>排出量＝電気使用量（kWh）×単位使用量当たりの排出量（tCO₂/kWh）</p> <p>(3)廃棄物の焼却</p> <p><二酸化炭素（CO₂）></p> <p>排出量＝廃プラスチック類焼却量（t） ×排出係数（tCO₂/t）</p> <p><メタン（CH₄）></p> <p>排出量＝一般廃棄物焼却量（t） ×排出係数（tCH₄/t）</p> <p><一酸化二窒素（N₂O）></p> <p>排出量＝一般廃棄物焼却量（t） ×排出係数（t N₂O/t）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver3.2」（平成 23 年 4 月環境省経済産業省）に記載された方法及び算定式を用いる。 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver3.2」（平成 23 年 4 月環境省経済産業省）では、廃棄物の焼却等については二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）について算出することになっている。

予測の手法	選定理由
<p>イ 排出係数等</p> <p>(1)燃料の使用（助燃料の使用） 用いる燃料の種類により設定する。</p> <p>(2)電気の使用 国が公表する直近年度の電気事業者ごとの排出係数</p> <p>(3)廃棄物の焼却 ＜二酸化炭素（CO₂）＞ その他の廃プラスチック類 2.77（tCO₂/t） ＜メタン（CH₄）＞ 一般廃棄物の焼却（連続燃焼式焼却施設） 0.00000095（tCH₄/t） ＜一酸化二窒素（N₂O）＞ 一般廃棄物の焼却（連続燃焼式焼却施設） 0.0000567（tN₂O/t）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver3.2」（平成 23 年 4 月環境省経済産業省）に記載された方法及び排出係数を用いる。 ・国が公表する電気の使用に関する排出係数は直近年度の排出係数が最新のものである。
<p>3. 予測地域</p> <p>予測対象地域は対象事業実施区域とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素等は、事業の実施場所から発生する。
<p>4. 予測対象時期</p> <p>計画目標年次に設定された焼却量となる時期。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画目標年次の焼却量は、施設規模を算定する根拠となった値である。

③ 評価の手法

供用時（施設の稼働）に係る二酸化炭素等の評価の手法を表 4-6-2 に示す。

表 4-6-2 供用時（施設の稼働）に係る二酸化炭素等の評価の手法

評価の手法	選定理由
<p>1. 評価事項</p> <p>(1)環境影響の回避・低減</p> <p>(2)環境保全施策との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行可能な範囲で環境影響が回避・低減されているか否かについて事業者の見解を明らかにする。 ・ 二酸化炭素等に関して設定された基準等はないため、基準値等との整合性による評価は行わない。
<p>2. 評価目標の設定手法</p> <p>(1)環境影響の回避・低減</p> <p>温室効果ガスの排出を削減する方法の採用等の適切な環境保全措置を採用した経緯について、事業者の見解を明らかにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行可能な範囲で環境影響を回避・低減する対策について、適切な廃棄物処理対策が採用されているか否かについて検討するため、左記の事項を設定した。
<p>3. 評価方法</p> <p>(1)環境影響の回避・低減</p> <p>温室効果ガスの排出を削減する方法の採用等の適切な環境保全措置について、それを採用した理由を検討資料等の提示により明らかにするとともに、環境影響を回避・低減するための検討が十分なされたかどうかを評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響を回避・低減する対策の効果についてその理由を明らかにし、評価を行うために、左記の評価方法を選定した。